

監 事 の 意 見 書

「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律」附則第5条第3項の規定に基づき、旧漁船損害等補償法第138条第4項の規定において準用する同法第39条第1項の規定により、平成29年6月1日理事より提出された、改正法の施行の時に解散した漁船保険中央会の平成28年度事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の各事項について監査しました。その内容は適正なものと認めます。

平成29年6月1日

日本漁船保険組合

監 事 千 葉 光 悦

監 事 菊 池 勝 貴

監 事 長 岡 英 典

監 事 松 田 稔